

令和6年9月

犯罪・交通事故発生状況

(守山区内 R6.8月末現在)

守山警察署

守山区の犯罪発生状況

令和6年8月末現在

1 発生状況

暫定値

区分	守山区				守山警察署管内				愛知県内			
	8月	累計	前年対比	増減率	8月	累計	前年対比	増減率	8月	累計	前年対比	増減率
刑法犯	91	633	+67	+11.8%	128	901	+91	+11.2%	4,396	33,389	+2,676	+8.7%
窃盗犯	58	401	+12	+3.1%	85	577	+32	+5.9%	2,960	22,265	+1,615	+7.8%
署重点犯罪	34	231	+2	+0.9%	48	305	-19	-5.9%				

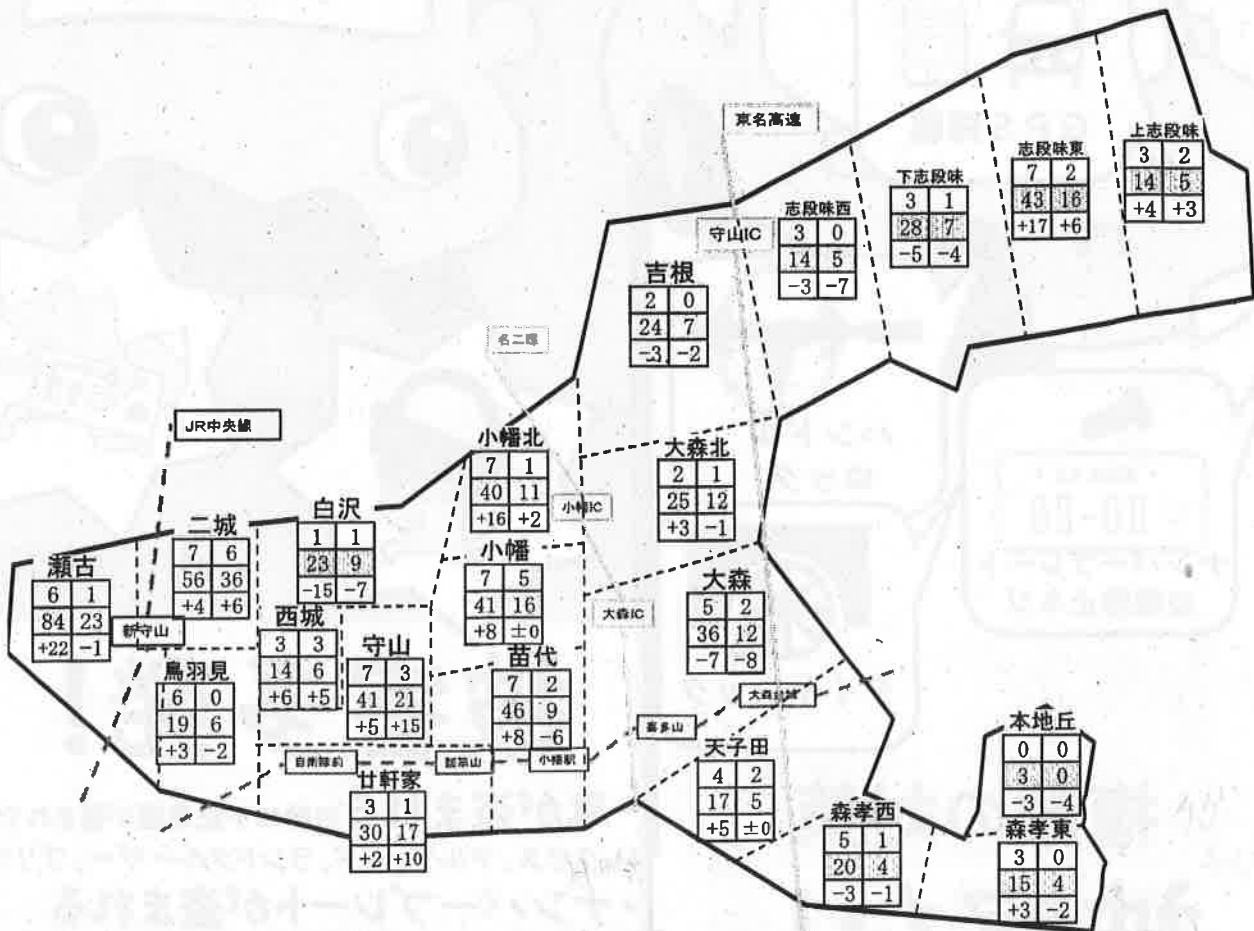
※ 署重点犯罪は、侵入盗、自動車盗、自転車盗及び特殊詐欺の4罪種

2 学区別刑法犯発生状況

【凡例】

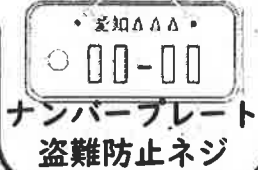
学区名

当月刑法犯件数	当月重点犯罪件数
刑法犯年累計	重点罪種年累計
累計の前年対比	累計の前年対比



防犯対策 あり

駐車場対策

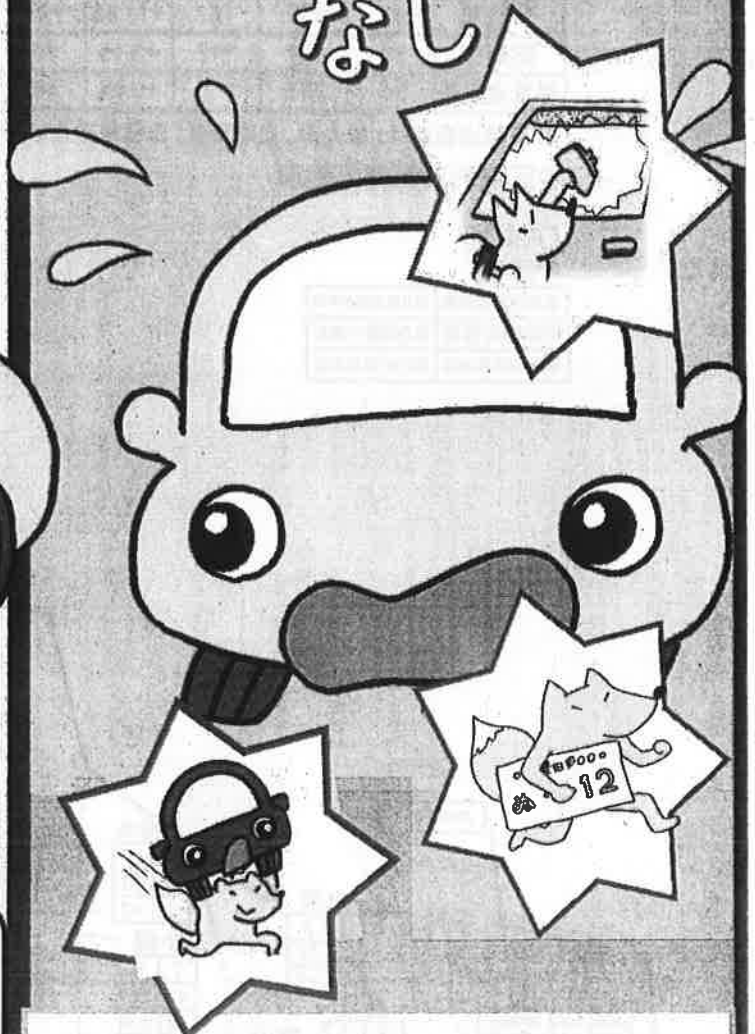


ハンドル
ロック

タイヤロック

複数の対策 被害なし

防犯対策 なし



被害多発!

- 車が盗まれる ※特に下記車種が盗まれやすい (レクサス、アルファード、ランドクルーザー、プリウス)
- ナンバープレートが盗まれる
- 車内の荷物が盗まれる

守山署管内では自動車盗が16件発生(令和6年7月末暫定値)

電子的+物理的+駐車環境の複数対策が効果的

(例:GPS) (例:ハンドルロック) (例:防犯カメラ)

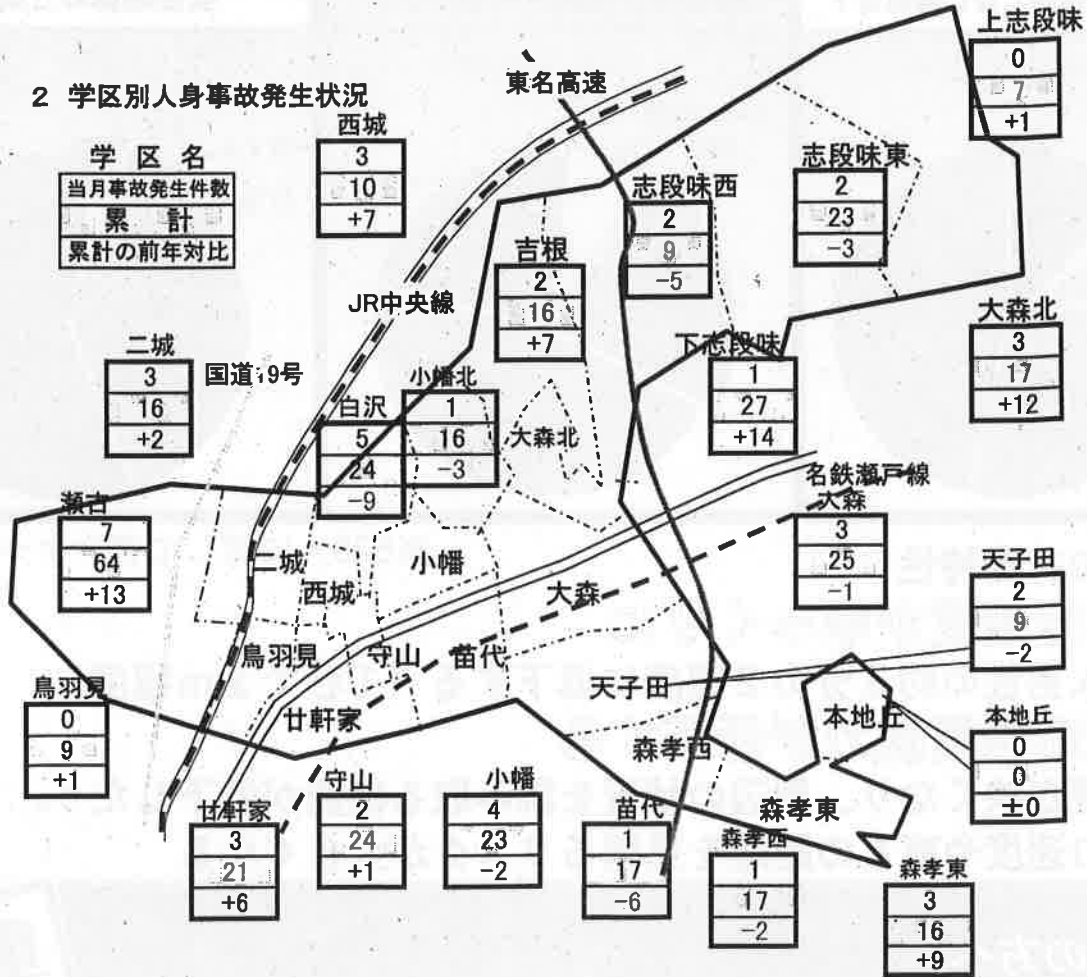
守山区の交通事故発生状況 8 月末

1 発生状況

令和6年 8 月末現在

区 分	守 山 区				守山警察署管内				愛知県内			
	8 月	累 計	前年対比	増減率	8 月	累 計	前年対比	増減率	8 月	累 計	前年対比	増減率
人身事故件数	48	390	+40	11.4%	67	547	+34	6.6%	2,008	15,638	+49	0.3%
負傷者数	53	438	+31	7.6%	77	627	+32	5.4%	2,416	18,538	+102	0.6%
死者数	0	1	-3	-75.0%	0	2	-2	-50.0%	15	91	-2	-2.2%
物損事故件数	365	2,750	-15	-0.5%	533	4,103	+5	0.1%	18,287	142,782	+2,998	2.1%

2 学区別人身事故発生状況



3 当事者種別死傷者数(人数)

区 分	8 月	累 計	前年対比
歩行者	5	39	+4
自転車	11	133	+29
原付	3	15	-2
自動二輪	2	17	+1
四輪車	32	233	-6
その他	0	2	+2
合 計	53	439	+28

4 時間別死傷者数(人数)

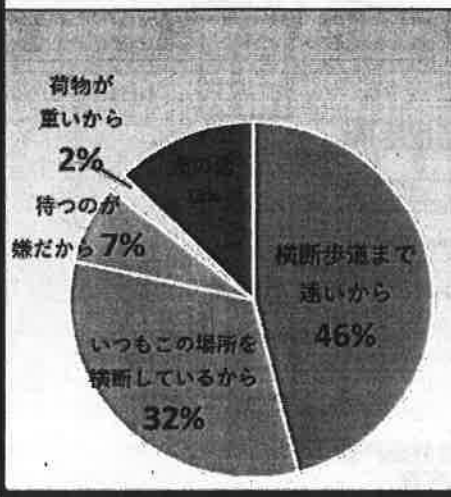
区 分	8 月	累 計	前年対比
朝 A6~A9	9	80	+10
昼前 A9~P0	8	79	+9
昼過ぎ P0~P4	11	93	-1
夕方 P4~P6	8	95	+34
前夜 P6~P10	14	68	-27
中夜 P10~A0	0	11	±0
深夜 A0~A4	2	9	+3
早朝 A4~A6	1	4	±0
合 計	53	439	+28

高齢者の方の道路を横断中の交通事故が多発しています



高齢者に対する意識調査結果

横断歩道を利用しない理由は？



横断時の危険性の認識は？



安全確認の方法は？



高齢者の行動特性

※620人に対してアンケートを実施

- 歩行速度がゆっくりに
成人男性の約3分の2程度に低下する（1秒で1m程度）
- 認知判断能力が低下する
視野が狭くなり、周辺の状況を読み取る機能が低下したり、車の速度や車との距離を見誤るリスクが大きくなる

高齢者の方へ、

- ・近くの横断歩道を利用しましょう
- ・横断前は必ず左右の安全確認をしましょう
- ・横断歩道利用中も、通行車両に注意しましょう



その近道は、
危険への近道かもしれません

道路使用許可申請手数料の 免除対象が変更されます

令和6年6月1日申請分から

著しい影響を及ぼすような形態・方法により道路を使用する行為
又は道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような
以下の①～⑧に該当する行為に係る道路使用許可の申請時に
申請手数料2,500円が必要となります

(道路交通法第77条第1項第4号・愛知県道路交通法施行細則第9条第1項該当行為)

①祭礼行事(みこし・山車・踊り屋台等)

②競技会(マラソン・駅伝等)/仮装行列/パレード

③広告・宣伝をするため著しく人の耳目をひくような程度に車両等を装飾し、又は奏楽、
放送して通行すること

④一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態で行う集団行進
※公安条例による行進又は集団示威運動許可の申請を含みます

⑤ロケーション/撮影会/街頭録音会

⑥道路に人が集まるような方法で行う演説/演芸/奏楽/拡声器・テレビジョン等の放送

⑦訓練(消防/水防/避難/救護等)

⑧実証実験(ロボットの移動を伴うもの/自動運転技術を用いるもの等)

※ 工事・作業(1号行為)、工作物の設置(2号行為)、露店・屋台等出店(3号行為)については
従来のとおり申請手数料2,500円が必要です

- 国又は地方公共団体
- 社会福祉法に規定する社会福祉法人又は社会福祉協議会
- 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社
- 学校教育法に規定する学校又は児童福祉法に規定する児童福祉施設
- 公益社団法人若しくは公益財団法人、公益を目的する一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずる団体が申請する場合には申請手数料が免除されます

御不明な点は愛知県警察本部交通規制課・各警察署
交通課までお問い合わせください



AICHI PREFECTURAL POLICE

(令和6年9月5日一部改正)

道路使用許可申請手数料 が免除される対象者

1 国又は地方公共団体

国の機関、都道府県、市町村、地方公共団体の組合・財産区(特別地方公共団体の一つ)

2 社会福祉法に規定する社会福祉法人又は社会福祉協議会

3 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社

4 学校教育法に規定する学校又は児童福祉法に規定する児童福祉施設

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、保育所、幼保連携型認定こども園など

5 公益社団法人若しくは公益財団法人、公益を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずる団体

弁護士会、日本銀行、名古屋高速道路公社、区政協力委員会、住宅供給公社、日本郵政グループ、各種労働組合・国民健康保険組合、健康保険組合、農業協同組合(厚生連を含む)、土地区画整理組合、森林組合、商工会議所、商工会、安全運転管理協議会、交通安全協会、防犯協会、日本放送協会、土地改良区、簡易水道、宗教法人(神社・寺院など)、NPO法人(特定非営利活動)、町内会や自治会(いずれも認可地縁団体に限る)、自主防犯活動団体、医療法人、私立病院、商店街振興組合、漁業協同組合、その他法律等に基づき行政庁の認可等を受けて設立された団体

御不明な点は愛知県警察本部交通規制課・各警察署
交通課までお問い合わせください



AICHI PREFECTURAL POLICE